

2017年2月22日(水)



「活き生きシニア福祉」の会学習会



参加者 30 名で介護保険制度について学習！

現行「介護保険」について
介護保険課主任 矢部 みどり 氏



二〇一八年「介護保険制度」の
見直しについて
市民大学二期企画委員長
川上 紀春 氏



- ◆ 現行「介護保険」の学習では、所沢市発行の「みんなのあんしん介護保険」の冊子に基づいて、説明と補足をして頂き、冊子の中味も、順を追って理解し易い工夫がみられました。しかし、目まぐるしく“見直し”と称して「改正」？40数ページにわたる内容は、よほど精通している人でなければ、当事者となった時、困難を極めるのではないかと思います。
- ◆ 2018年度介護保険制度改正について、高齢者や当事者にとっては、負担の増大とサービスの低下が不可避的内容であること。とりわけ、従来の要支援1.2は地方自治体に移管され、介護保険適用外へ、また要介護軽度者(1.2)は在宅介護にシフトされ、“特養”適用外とか、介護保険料については、所得に応じた13段階と自己負担の割合が、1割・2割・3割と設定。確かに高齢化率の高まりのなかで、社会保障費増大に対する施策の一つである事は自明の理とするところであるが、一方、個別具体的に言わないまでも、財政的無駄を挙げればきりが無いほど枚挙に暇がありません。今後も学習を重ねたいと思います。

- * 本日まで参加の皆様、お忙しい中、「活きいきシニア福祉」の学習会参加有難うございました。
- * ご発言頂きました皆様、突然のご指名にも関わらず、適切なお話を有難うございました。
- * 出前講座でお話し頂きました、介護保険課の矢部様有難うございました。
- * 改正2018年を分かり易くお話し頂きました、川上様有難うございました。

